

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

○高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例

(平成2年3月26日条例第5号)

改正 平成3年3月20日条例第16号 平成8年3月26日条例第29号
平成9年3月25日条例第30号 平成10年3月30日条例第17号
平成11年3月26日条例第15号 平成12年3月28日条例第63号
平成17年3月29日条例第34号 平成21年3月27日条例第34号
平成23年3月23日条例第9号 平成26年3月25日条例第30号

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 工業及び鉱業(以下「工鉱業」という。)の技術に関する試験、研究等を行い、工鉱業の振興発展を図るため、高知県工業技術センター(以下「センター」という。)を高知市に設置する。

(業務)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 工鉱業の技術に関する相談及び指導
- (2) 工鉱業の技術に関する調査並びに情報の収集及び提供
- (3) 工鉱業の技術に関する試験及び研究
- (4) 工鉱業に関する技術者の養成
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務(利用の許可等)

第3条 センターを利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

- (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。
- (2) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、センターを利用させることが不適當であると認めるとき。

3 センターの企業化支援研究室(以下「研究室」という。)を利用することができる者は、製造業その他知事が別に定める業種に属する事業を創業しようとする者又は当該事業を営む中小企業者で、試験又は研究を行おうとするものとする。

4 研究室の利用を許可する期間は、3年以内とする。

5 知事は、特に必要があると認めるときは、研究室の利用を開始した日から引き続き5年を超えない範囲内において、前項の期間を延長することができる。この場合において、当該延長は、原則として1年ごとにするものとする。

6 第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第4条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は知事若しくはその命を受けた者の指示した事項に違反したとき。

(2) 利用者が許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が前条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。

(4) 暴力団の活動に利用されると認められたとき。

(5) 利用者が研究室の使用料を3月以上滞納したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認められたとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じて、県は、賠償責任を負わない。ただし、同項第6号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であつて、当該処分が県の都合によるときは、この限りでない。

(使用料等の納付)

第5条 センターの機械器具、研修室又は企業化支援研究室の利用者は、別表第1に定める計算単位当たりの使用料の額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの使用料の額に加えて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の使用料(当該利用者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合にあつては、当該額に100分の200を乗じて得た額とする。)を県に納付しなければならない。

2 センターの機械器具、研修室又は企業化支援研究室の利用者が当該利用に当たり冷暖房設備を使用するとき、通常以上に電力を消費し、若しくは水道を利用するとき又は附属設備を使用するときは、前項の使用料の額に規則で定める額を加算するものとする。

3 研究室を新たに利用した場合又は研究室を明け渡した場合において、当該研究室のその月の利用期間が1月に満たないときは、その月分の使用料は、日割計算によるものとする。

4 研究室に係る次に掲げる費用は、当該研究室の利用者の負担とする。

- (1) 電気、ガス及び水道の使用料
- (2) 廃棄物及び廃液の保管及び処理に要する費用その他環境衛生の保持に要する費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該研究室の利用者の責めに帰すべき事由によって生じた修繕に要する費用

(手数料の納付)

第6条 センターに分析、試験等を依頼しようとする者は、別表第2に定める計算単位当たりの手数料の額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該計算単位当たりの手数料の額に加えて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の手数料(当該依頼しようとする者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合にあっては、当該額に100分の200を乗じて得た額とする。)を県に納付しなければならない。

2 センターが依頼を受けた分析、試験等が特殊な技術、材料等を要するものであるときは、前項の手数料の額に原価計算を基礎として知事が定める額を加算することができるものとする。

(使用料等の減免)

第7条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の還付)

第8条 既に納付された使用料及び手数料は、還付しない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(研究室の目的外使用の禁止)

第9条 研究室の利用者は、当該研究室を第3条第1項の許可を受けた目的以外のために使用してはならない。

(研究室の改造等)

第10条 研究室の利用者は、当該研究室を改造し、又は模様替えしてはならない。ただし、原状の回復が容易である場合において、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第11条 研究室の利用者は、当該研究室を明け渡すとき又は第4条第1項の規定に基づき第3条第1項の許可を取り消されたときは、当該研究室を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第12条 センターを利用する者は、故意又は過失によりセンターの施設、設備、機械器具等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。
(高知県工業試験場手数料徴収条例の廃止)
- 2 高知県工業試験場手数料徴収条例(昭和39年高知県条例第20号)は、廃止する。

附 則(平成3年3月20日条例第16号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成8年3月26日条例第29号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月25日条例第30号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成10年3月30日条例第17号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。(平成10年5月規則第74号で、同10年5月15日から施行)

附 則(平成11年3月26日条例第15号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第63号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日条例第34号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日条例第34号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 23 日条例第 9 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日条例第 30 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。

別表第 1(第 5 条関係)

区分		計算単位	計算単位当たりの使用料
計測機器		1 台	1 時間につき 16,920 円以内で規則で定める額
分析機器		1 台	1 時間につき 8,750 円以内で規則で定める額
加工機器		1 台	1 時間につき 5,700 円以内で規則で定める額
研修室		利用面積 1 平方メートル	半日につき 57 円又は 1 日につき 114 円
企業化支援 研究室	床面積 29 平方メートルの部屋	1 室	1 月につき 21,100 円
	床面積 42 平方メートルの部屋	1 室	1 月につき 27,100 円
	床面積 84 平方メートルの部屋	1 室	1 月につき 46,400 円

備考

- この表において、「半日」とは午前(午前 8 時 30 分から午後 1 時までの時間をいう。以下同じ。)又は午後(午後 1 時から午後 5 時 15 分までの時間をいう。以下同じ。)に利用する場合を、「1 日」とは午前及び午後に利用する場合をいう。
- 使用料の計算において、利用時間が 1 時間未満であるとき又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を 1 時間として計算する。

- 3 使用料の計算において、利用面積が1平方メートル未満であるとき又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該利用面積又は当該端数を1平方メートルとして計算する。

別表第2(第6条関係)

区分	計算単位	計算単位当たりの手数料
定性分析	1 試料	指定成分1成分につき3,310円(特殊機器によるものにあつては、6,400円)以内で規則で定める額
定量分析	1 試料	指定成分1成分につき6,220円(特殊機器によるものにあつては、58,990円)以内で規則で定める額
物理化学試験	1 試料	1項目につき6,780円以内で規則で定める額
機械金属材料試験	1 試料	1項目につき15,990円以内で規則で定める額
窯業材料試験	1 試料	1項目につき20,150円以内で規則で定める額
木竹材料試験	1件又は1試料1項目	92,010円以内で規則で定める額
前処理手数料	1 試料	8,350円以内で規則で定める額
設計及び製図	1 件	40,190円以内で規則で定める額
意匠作成	1 件	25,080円以内で規則で定める額
委託加工	1 件	原価計算を基礎として知事が定める額
委託研究	1 件	原価計算を基礎として知事が定める額
英語表記による成績報告書、成績報告書の複本、証明書及び文献複写	1 通	2,480円以内で規則で定める額